

	開示請求	諮問番号
1	<p>平成元年～平成 29 年度に計画された都立学校校舎耐震補強工事一覧、リストないしこれに類似する資料・文書等の一切。</p> <p>1 開示請求書別紙 2 上記、都立学校耐震補強工事において工事完了後、作成した、耐震補強工事完了報告書等（名称のいかんを問わず）平成元年～平成 29 年度分。（議会提出資料、議事録、各種定例会及び報告書等）</p> <p>2 開示請求書別紙 3 上記、文書等が保有されていない場合、その理由を付した、文書・資料等の一切（議会提出資料、議事録、各種定例会及び報告書等）</p> <p>3 開示請求書別紙 4 上記 2 における、平成元年以降、校舎改修工事を実施するに当たり、入札工事の応札の為の文書・資料図表等の一切。（議会提出資料、議事録、各種定例会及び報告書等）</p>	1 1 5 1
2	<p>平成〇年〇月〇日付質問・要望等への回答 東京都立〇〇高等学校〇〇副校長より情報公開開示請求者に送付された文書について下記の内容の具体的理由・根拠を示してください。</p> <p>※ 保護者からの意見等＝保護者 ※ 回答＝東京都</p> <p>1 項番 1 4 行目 (1) 保護者「…本当は始めに全部点検をしてわかるはずが途中で新たにダメな箇所がわかり、簡単に 1 年の工事の延長だなんて施工業者のずさんと手抜きとしか思えないです。…」との疑念に対して、東京都が具体的に回答している内容。又、その理由・根拠。</p> <p>2 項番 2 2 行目 (1) 保護者「… 2 回目だと言うのとてもお粗末なものに感じました。保護者の質問にも答えになっていない事を繰り返すばかりで、きちんとわかっている人に説明していただきたかったです。」との保護者の質疑に対して、東京都が具体的に回答している内容。又、その理由根拠。</p> <p>上記 1、2 の文書・資料・図面・図表等「各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切。</p> <p>(2) 10 行目 保護者「何故、議事録を全校生徒に配布しないのか？」との疑念に対して 8 行目 東京都「議事録は参加者に対して、記録としてお配りしています。欠席された方で議事録を確認したい方は学校へ申し出て下さい。生徒や保護者の皆様への説明は学校を通じて行っていただいています。」と回答されている。 イ 東京都が生徒・保護者に係わる極めて重大な内容事項に対する「議事録」の定義・目的・その議事録の作成・開示に対する規定及び方針を具体的に示して下さい。又、もし上記規定及び方針がない場合には、今回の事案につき生徒・保護者らに配付しない理由・根拠。</p> <p>3 項番 4 最終行 保護者「まずは次回の説明会を早急に希望します。」とあるが、東京都の回答がなされていないのは何故か？その理由・根拠を示して下さい。 文書・資料・図面・図表等「各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切。</p> <p>4 項番 6 保護者「昨年〇月実施された説明会の議事録に検討する、調整する、努力する等、東京都預かりの項目が多々あるが、いつ回答していただけるのか？」（との保護者の質疑に）東京都の回答が一切なされていないのは何故か？具体的な理由・根拠を示して下さい。文書・資料・図面・図表等「各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切。</p> <p>5 項番 8 (1) 保護者「不具合発見から今日現在の東京都の対応が見えません。」との保護者の質疑に東京都「〇月から保護者説明会までの確認状況については保護者説明会でも</p>	1 1 5 7

	<p>説明させていただきました。…」と回答しているが、下記の事項について具体的な事実に基づく客観的なデータ・証拠を示して下さい。</p> <p>(2) イ 「○教学高第○号」 ○年○月○日○○高校にて東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課○○課長が同校保護者に、その存在を指摘した「既実施済み○○高校校舎耐震工事調査結果報告書」</p> <p>ロ 「○教学高第○号」 開示請求書別紙の4関連各部署において、質疑応答された箇所の文書・資料図画・写真・フィルム及び電磁的記録等（都庁各関連部署内会議議事録各種報告書、メモ等）の一切</p> <p>ハ 「○財建施二第○号」のうち、対象公文書「工事状況報告書」「報告書」「分科会議事録 第1～86回」「定例会議議事録第1回～82回」を除く。</p> <p>上記(1)(2)イ・ロの文書・資料・図面・図表等「都議会提出資料・各種報告書・音声・映像・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切。</p> <p>6 項番 14</p> <p>(1) 保護者「3年生の1学期から新しい校舎で学校生活を送れることの説明を受け、それを納得したうえで受験し、入学しているのです…」と保護者の指摘に対し、東京都は「虚偽説明」をしたことに対する説明責任をはたさず、「校舎改修工事遅延による機会損失の被害を受けた生徒・保護者及びその関係者の知る権利を侵し、客観的なデータ・資料に基づいた事実を公表」していない。</p> <p>何故、被害者の生徒・保護者の再三・再四に渡る説明要求に対して東京都は対応しないのか説明し、その理由・根拠を文書・資料・図面・図表等「議会提出資料・各種報告書・議事録・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切にて示して下さい。</p> <p>(2) 保護者「決定された事項につきましては、書面での通達でなく、保護者会を開催して、きちんと説明して下さい。…保護者の了承無しには収束はありません。」と○○高校○○副校長及び同校○○PTA会長が表明していることに対して、何等回答していません。</p> <p>小池都知事に当該事案及び当方らが懸念する</p> <p>イ 「東京都が保有する建築物の施工不良（ジャンカ）放置問題」</p> <p>ロ 「耐震補強工事調査結果報告書の不備。（未作成・紛失・改ざん・不法破棄等）問題」</p> <p>ハ 「施工不良（ジャンカ）建築物、継続使用改修工事による完成予定遅延」問題等</p> <p>ニ イロハの情報公開請求の公平・公正透明性について、都民の安全・安心の観点から丁寧にわかりやすく、事実に基づいた客観的なデータ・証拠（一覧リスト等）示して下さい。</p> <p>文書・資料・図面・図表等「都議会答弁・都議会提出書類（予算書・会計監査報告書・メディア・プレス発表、所属党発行刊行物等）（名称の如何を問わず）」の一切</p>	(続き)
3	<p>「都立○○高等学校(○)改修工事保護者説明会資料」より（東京都作成）</p> <p>1 3ページ</p> <p>(1) 「平成○年○月中旬に不良箇所発見 → 都の建築構造専門職を交えた現況調査」とあるが、「○教学高第○号」平成○年○月○日 東京都情報公開請求によると</p> <p>4 「…関連各部署において、質疑応答された箇所の文書・資料図画・写真・フィルム電磁的記録等の一切は、関連各部署との質疑応答された記録は作成及び取得していない」とされているが、何故か？具体的な理由・根拠を示せ。</p> <p>(2) 3ページ 「平成○年○月より現場調査開始 → ○○棟1・2階の躯体補修方針決定」とあるが、何故平成○年○月中旬に不良箇所が発見されてから、保護者への不良箇所発見の説明が平成○年○月中旬まで遅れたのか？発見直後であれば他校への転校等により2学期からの修学が可能であったのにその機会を奪った具体的な理由・根拠を示せ</p> <p>上記(1)(2)の文書・資料・図面・図表等「都議会提出資料・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切。</p> <p>2 4ページ「躯体不良の箇所」によると※○○棟以外では、不良箇所は発見されなかった。と図面で記載され、保護者に説明されているが7ページ「躯体の不良部について」「原因— 詳細は不明ですが経年劣化も一因と思われます。」「安全性— 現状でも問題はありますが…」とあるが</p>	

	<p>(1) 「…経年劣化も一因と思われます。」他の躯体不良部の要因もあるのか？ある場合具体的に示せ。</p> <p>(2) その要因は一般に建築学上、通常の使用において安全・安心上どのようなリスクがあるのか？具体的に示せ。</p> <p>(3) 又、平成〇年〇月の2度にわたる保護者説明会において一切説明されず“秘匿”された具体的な理由・根拠を示せ。</p> <p>(4) 「…今後30年程度の使用を考慮し…」とあるが、たとえ当該改修工事の躯体不良部補修工事を実施したことが(2)のリスクを解消すると判断した具体的な理由・根拠を示せ。</p> <p>上記(1)(2)(3)(4)の文書・資料・図面・図表等「議会提出資料・各種報告書・議事録・音声・写真・フィルム・映像・電磁記録等(名称の如何を問わず)」の一切。</p> <p>3 7ページ</p> <p>(1) 「補修方法—国土交通省から補修方法が示されていますので、それに従い補修を行います。」とあるが、「詳細は不明ですが…」の状態の中で、個別具体の対策でなく、規定の補修対応にて対応決定した具体的な理由・根拠を示せ。</p> <p>(2) 又、この際、何故国土交通省との質疑応答して記録として文書等を作成等しなかったのか、その具体的な理由・根拠を示せ。</p> <p>上記(1)(2)・資料・図面・図表等「都議会提出資料・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等(名称の如何を問わず)」の一切。</p>	(続き)
4	平成元年～平成29年度に実施された都立学校校舎耐震補強工事(東京都ホームページに記載された情報)完了後、本日現在までに、校舎改修工事(大規模改修等)を実施したリスト一覧	1195
5	<p>下記の公文書につきご提示下さい。</p> <p>〇〇高校校舎(〇〇棟)(以下「校舎」と言う)</p> <p>1 校舎建築時予算書(決裁書を含む)</p> <p>(2) 同上決算書(決裁書を含む)(名称の如何を問わず同内容のもの全て)</p> <p>2 校舎補強工事における</p> <p>(3) 上記(1)(2)の決算書(決裁書を含む)(名称の如何を問わず同内容のもの全て)</p>	
6	<p>1 1981年6月1日以前に建築された東京都が所有する建築物で</p> <p>(3)(1)の内「耐震調査結果報告書(耐震診断の記録)」(名称の如何を問わず)のない学校(教育庁管轄)</p> <p>2 (3)の学校の内、</p> <p>(1) 校舎改修工事が実施された学校</p> <p>(2) 校舎改修工事が実施されていない学校</p> <p>3 上記2-(1)がある場合、その校舎改修工事計画完成報告書等を立てるのに用いた、文書・資料・図面・図表等「都議会提出資料・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等(名称の如何を問わず)」の一切。</p> <p>5 (1) 1ページ17行目</p> <p>保護者「〇年の夏休み以降は調査をしていなかったのか？」の保護者の質疑に対し、東京都は一切回答していないが、その理由・根拠</p> <p>(2) もし回答しているのであれば、いつ、どこで、誰が、何をどのようにして回答しているのかの具体的な理由・根拠</p> <p>(3) 1ページ下から2行目</p> <p>「…その結果、〇〇棟の1、2階部分の柱4割と分かったところで…」の棟4割とは何を差すのか？</p> <p>(4) 上記4割は校舎新築ではなく、校舎改修継続で生徒の安全・安心に問題はなしと判断に至った理由・根拠</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)、(4)を示す文書・資料・図面・図表等「都議会報告書・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等(名称の如何を問わず)」の一切。</p> <p>6 (2) 2ページ5行目</p> <p>「もっと詳しい資料を配るべきでないか？資料を配った上で説明会をすべきでないか？」という保護者の質疑に対して東京都が回答した内容</p> <p>上記(1)(2)を具体的に示す理由・根拠の文書・資料・図面・図表等「都議会報告書・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等(名称の如何を問わず)」の一切。</p>	

	<p>7 (3) また上記事態にもかかわらず「〇教学高第〇〇号」に示されている様に、何故、東京都教育委員会は各関連・各部署と打ち合わせ協議をせずに対処したのか。その理由・根拠。 上記(1)(2)(3)の文書・資料・図面・図表等「都議会提出資料・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等(名称の如可を問わず)」の一切。</p> <p>8 (1) 2ページ12行目 保護者「〇〇棟だけが劣化があったということは施工不良ではないのか?」との保護者の質疑に対し、東京都は一切回答していないが、何故回答していないのかその理由・根拠。 (2) もし回答しているのであれば、いつ、どこで、誰が、何を、どのように回答したのかを具体的に示せ。 上記(1)(2)の文書・資料・図面・図表等「都議会提出資料・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等(名称の如何を問わず)」の一切。</p> <p>9 (1) 2ページ15行目 東京都「…平成〇年に〇〇棟はブレース補強中柱の鉄板巻き補強…耐震性を確保している。そのため、今回は構造体には手を付けない工事の計画を立てた。」とあるが、H〇年度に耐震補強工事を行ったにもかかわらず、今回の「不具合(経年劣化も一因と思われる)」※「都立〇〇高等学校(〇)改修工事保護者説明会資料」参照が発生した理由は何か具体的根拠を上げて示せ</p> <p>9 (2) 平成〇年〇月〇日・〇月〇日に、〇〇高校で開催された保護者の説明においても「都立〇〇高等学校(〇)改修工事説明資料」においても、保護者の質疑における「遅延理由は施工不良(ジャンカ)では?」の質疑に対して一切説明・回答していないが、その理由・根拠を示せ 文書・資料・図面・図表等「都議会提出資料・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等(名称の如可を問わず)」の一切。</p> <p>10 (1) 2ページ18行目 東京都「工事工程が進んでいく中でモルタル…中の鉄筋については、不健全な状態部分については、鉄筋の状況も確認している。また、大きな地震の際はせん断破壊を起こすが〇〇高校は健全であると確認できている。「地震による不安はないが、今後20~30年使っていくことになるので、今回、工程を立て直し、補修するという整理をした。」とあるが、「不健全な状態部分については、鉄筋の状態も確認している」とあるが、具体的に不健全な鉄筋部分の状態の何を確認し、建替えてはならず校舎改修工事継続とした理由・根拠を示せ</p> <p>11 (1) 2ページ目の34行目 東京都「建物の内外装を剥がしたスケルトン状態にしないと改修工事ができない。ここで補修しておかないと、次回は補強ではなく新しい校舎を建てる時期になってしまう。…」とあるが、何故〇〇等と東京都との〇〇棟の校舎改修工事の開始時期が平成〇年〇月に請負工事契約が締結・工事実施されてから〇〇校舎改修工事開始時期まで未着手だったのか。その理由・根拠を示せ。</p> <p>12 (1) 3ページ11行目 保護者「事前に質問を書いていたかと思うが、それについて回答はないのか?また議事録はないのか?いつ配るのか?」の質疑に対し、東京都「事前にいただいた質問は説明の中で答えさせていただき、さらに疑問点についてはこの場で質問していただき、回答している。議事録については今日来た方々には配布したいと思う。」とあるが (2) 「質問は説明会の中で答えさせていただき…」と説明で答えた内容を、質問との適切な対応関係で具体的に示せ。 (3) 「さらに疑問点についてはこの場で質問していただき、回答している。」とあるが、説明会の中で新たに出た疑問点を全て具体的に示せ。 (4) また(3)で新たに出た疑問点で2の保護者説明会で回答している内容を全て具体的、質問との適切な対応関係で具体的に示せ。 (5) 「議事録については今日来た方々には配布したいと思う。」とあるが、 イ 何故、議事録は当日、保護者会に参加したものだけしか配布されなかったのか。 (1)~(5)の理由・根拠を示せ。 上記までの文書・資料(各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等)の一切。</p> <p>13 (2) 上記(1)が現在までに保護者に示されていない場合、 イ 保護者参加者</p>	(続き)
--	--	------

	<p>ロ 保護者参加者不参加 ハ イ、ロの両者 のいずれかにあたるか、又、その（１）理由・根拠も具体的に示せ。 上記（１）（２）の文書・資料・図面・図表等（各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等）の一切。</p> <p>14 （１）３ページ下２行目 保護者「昭和５６年で法律が厳しくなったと聞く。この建物は昭和〇年にできている。補修等を行うのであれば、精密な調査を行ってから計画を立てると聞いた。コアを抜いて強度を確認したり、構造的な部分を調査した上で工期を決めるのではないのか？引き渡しが近くなった段階で工期が延びるというのはなぜか？」 ４ページ５行目 東京都「まず、平成〇年に全部の学校の…検査等を全て終了してからでなければ引き渡しができない。その中でも早く引き渡せるように対応していきたい。」とあるが、上記保護者の「…引き渡しが近くなった段階で工期が延びるというのは質疑に一切回答していない理由は何故なのか具体的に示せ。 文書・資料・図面・図表等「各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等（名称の如可を問わず）」の一切</p>	(続き)
7	<p>1 開示請求書別紙４ 東京都「補足だが、事前にいただいたご質問…」とあるが、 （２）上記質問が当日説明会参加者に配布されなかった理由についての文書・資料等「各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切。</p> <p>2 開示請求書別紙６（２） 上記について、生徒（場合によっては保護者も）に通知した文書・資料・図面・図表等「都議会提出書・各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等（名称の如何を問わず）」の一切。</p> <p>3 開示請求書別紙７ 学校「いろいろと意見を伺ったので前向きに検討していきたい。」とあるが、 （１）保護者から確認した意見の内容 （２）確認した意見の内容について具体的に検討した内容 （３）確認した意見の内容について具体的に検討しなかった内容 （４）上記（３）につき、具体的に検討しなかった理由 （５）上記（２）について、具体的に取り組み実施した理由 （６）上記（１）～（５）を保護者にどのように報告したのか文書・資料・図面・図表等「各種報告書・業務報告書等（名称の如何を問わず）」の一切</p>	
8	<p>開示請求書別紙１２ ５「議事録については今日来た方々には配布したいと思う。」とあるが、 ロ 校長によると、不参加者の保護者には希望すれば配布すると聴取しているが、議事録の存在すら知らない保護者への通知はしていない。何故、そのような事態になったのか。 ５ ロの理由・根拠を示せ。 上記の文書・資料（各種報告書・議事録・音声・映像・メモ等）の一切</p>	

9	<p>校舎耐震補強工事における</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成〇年時「調査実施計画書」 2 平成〇年時「耐震補強工事完了決算書」及び関連会計監査報告書等の全ての公文書 <p>校舎改修工事における</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 施行不良（ジャンカ）補修構造計算書（同上） 	（続き）
10	<p>〇〇〇高第〇号（平成〇年〇月〇日） 一部開示された、都立〇〇高等学校（H〇）耐震補強工事議事録等が一部抜き取りされ、存在しません。 かかる上記校舎改修工事の検討資料として大変重要な資料であり、何故抜き取られているのか？客観的かつ具体的な理由・根拠を提示下さい。</p> <p>○ 上記議事録の</p> <ol style="list-style-type: none"> イ 決裁書（最終責任者含む） ロ 各種報告書及び回覧文（意思決定に至った文書） 	
11	<ol style="list-style-type: none"> 1 〇教総第〇〇号（平成〇年〇月〇日）「非開示決定通知書」 （1）にある「耐震補強工事完了報告書等（名称のいかんを問わず）」の文書・保有・保存期間を示してください。 （2）開示請求書別紙2及び別紙4について記載された各学校の文書・保有・保存期間はどの根拠条文・条例・規則等によって決定されたのか具体的かつ客観的理由・根拠を示してください。 （3）開示請求書別紙3について記載された各学校の文書作成及び取得していないのはどの根拠条文・条例・規則等によって決定されたのか、具体的かつ客観的理由・根拠を提示下さい。 2 別紙1に記した〇〇高校校舎耐震補強工事及び校舎改修工事より以前に実施されたにもかかわらず、上記（2）・（3）が保有・保存文書作成・取得されている具体的かつ客観的理由・根拠を各校記載公文書の件名、各々別に提示下さい。 イ 工事検査調書（完了） ロ 工事設計書 ハ 工事設計内訳書 ニ 特記仕様書 ホ 工事完了届 ヘ 設計図面 ト 工事設計内訳書 ハ 耐震改修報告書 3 別紙1各種のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、ハ、がない場合、その具体的かつ客観的な理由・根拠を提示下さい。 4 1、2、3について 決裁書及び回覧文書（意思決定に至る決定文書）（最終決裁者）の全てを提示ください。 	1196
12	<p>平成〇年〇月〇日（〇財経一第〇号）契約番号〇ー〇にある「報告書」 〇〇高校（〇）改修工事に伴う躯体調査時にて確認された柱部材のジャンカ？ 東京都作成「改修工事保護者説明会資料」7ページ「詳細は不明ですが（経過劣化？）」 他「平成〇年〇月 東京都作成議事録」参照「劣化状況」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 何故、〇〇・〇〇建設共同企業体（〇〇・〇〇JV）の状況報告書は一切「経年劣化」という言葉でなく「ジャンカ」としか表現されていないのに、東京都では「保護者説明会資料」「議事録」では一切この表現を使用していないのか？ （2）議事録内で保護者から「ジャンカ」ではないのかの質問に一切明確な解答をしていないのか？ 	

	<p>2 (2) 同前は〇〇高校改修工事不具合発覚後具体的にどのように工事に採用し、工事完了後それが従前の耐震性能からからどのような数値データの改善により、生徒の学校生活に安心・安全を図れたのか？</p> <p>3 調査範囲で「ジャンカが…基本的には柱部材は全箇所です仕上げ材の撤去を行い調査を行うのが望ましい。」とあるが、柱部材全部の調査結果を具体的に客観的なデータ・数値で下さい。</p> <p>(2) もし全部の柱調査を実施しなかった場合具体的な理由・根拠を提示ください。</p> <p>4 同「状況報告書」には、柱・壁のみが記載されているが、基礎部分についても同不具合の恐れが当然にあります。 基礎部分の状況報告書を具体的に客観的なデータ・数値で下さい。</p> <p>以上1～4文書資料、図面・図表等以上全ての決裁書（議会提出資料、議事録、各種定例会及び報告書、音声、映像等）の一切を提出下さい。 以上</p>	(続き)
13	<p>「都立〇〇高等学校(〇)改修工事 保護者説明会資料」について</p> <p>1 3ページ 今までの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成〇年〇月中旬に不良箇所発見 → 「都の建築構造専門職を交えた現状調査」 に関し、〇年〇月〇日東京都教育庁〇〇課長、同〇〇は、 <p>(1) 上記都の建築構造専門職が施工不良(ジャンカ)を発見した際に調査をした事</p> <p>(2) 上記調査後の「調査結果報告書」を作成</p> <p>(3) 「耐震性能(保証)報告書」(IS値含む)「構造計算書」を作成した具体的な客観的なデータ・数値に基づき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 工事中建物解体、再建築工事 ロ 工事中施工不良(ジャンカ)改善、改修工事 <p>のうちロを採用し、工事完了引き渡しを行った。旨述べられました。 ロを採用するにあたって、採用した具体的かつ合理的・客観的な数値・客観的な数値・データ資料を全て提示下さい。(IS値を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 決裁文書 (ロ) 調査結果報告書 (ハ) 耐震性能(保証)結果報告書 (ニ) 構造計算書 <p>4 又、教育庁〇〇は、「校舎改修工事を実施するに当たり、上記ロ(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は必要なく、耐震補強工事を実施のみすれば事足りる」と述べられています。何故、工事途中で(改修工事)施工不良(ジャンカ)が発覚したにもかかわらず、上記発言が行われるのか 具体的かつ客観的な理由・根拠を示してください。</p>	
14	<p>1 〇年〇月〇日都立〇〇高校にて校舎改修工事遅延原因につき施工業者〇〇が遅延原因につき「東京都の職員に口止めされているので、遅延原因については一切言えない」との保護者への発言に対して、次の東京都職員は〇〇校長及び〇〇副校長立ち合いのもと謝罪をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育庁 〇〇課長、〇〇 (2) 財務局 〇〇課長、〇〇、〇〇 <p>2 その後、〇〇課長・〇〇によりその存在を説明された。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「工事検査調書(完了)」 (2) 「工事設計書」 (3) 「工事設計内訳書」 	

	<p>(4)「仕様書」 (5)「特記仕様書」 (6)「工事完了届」 (7)「設計図面」 (8)「工事設計内訳書」 (9)「耐震改修報告書」 (10)「構造計算書」 (11)「耐震性能(保証)報告書」 決裁文書(最終決裁者)各種報告書・回覧文書(意思決定を判定したもの)を全て提示下さい。</p> <p>5 1、2、3、4において各種文書がない場合</p> <p>(1)「都立〇〇高校(〇)改修工事保護者説明会資料」 (2)「議事録」(東京都作成) (3)保護者の方々の質問・要望等への回答(平成〇年〇月〇日付、副校長〇〇)」 (4)「工事状況報告書(決裁書)最終決裁者 〇〇課長」 (5)「報告書(決裁書)最終決裁者 〇〇課長」 上記(1)～(5)の公文書より引用及び代用した箇所を波線にて示し、具体的かつ客観的な理由・根拠を明示してください。 以上</p>	(続き)
15	<p>4 校舎改修計画後、工事開始後に施工不良(ジャンカ)＝経年劣化(東京都)が発見されました。 発見後、東京都の建築専門家が調査し、建物解体・更地より再建築ではなく、施工不良(ジャンカ)＝経年劣化(東京都)の補強工事を実施し改修工事継続、完成引き渡しが行われました。</p> <p>(2)改修工事完了後の 2-(10)、(11)及び決裁文書(最終決裁者)各種報告書・回覧文(意思決定を判定したもの)</p>	
16	<p>都立〇〇高等学校〇〇棟について下記の書類を提出ください。</p> <p>1 校舎建築時 (3)耐震性能(調査)経過報告書</p> <p>2 耐震補強工事 (1)耐震補強工事調査結果報告書 (2)構造計算書 (3)耐震性能(調査)結果報告書</p> <p>3 改修工事 (1)事前調査報告書 (2)構造計算書 (3)耐震性能(調査)結果報告書</p>	

17	<p>1 ○○高校校舎(○○棟)「(以下『校舎』という)」の建築時 (3)「耐震性能(保証)報告書」(IS値を含む) (診断結果)(同上)</p> <p>2 校舎耐震補工時実施時における (1)耐震補工時実施前「耐震補強工事(事前)調査報告書」(ただしH○年度「調査実施計画書」を除く)(決済文書を含む) (2)「耐震補強工事議事録」(H○年○月○日～H○年○月○日)(○○○高○号)分を除く工事完了最後分まで</p> <p>3 校舎改修工事における (4)「施工不具合発覚時、都庁内関係各部署報告書及び決裁文書」 (6)(5)同上時「耐震性能(保証)調査報告書」(決裁文書を含む)(IS値を含む) (7)(6)「構造計画書」 (10)耐震性能(保証)報告書(同上)(IS値を含む) (11)構造計算書</p>	1201
18	<p>1 ○.○.○教育庁総務部総務課収受別紙1・2の全ての請求した報告書及び回覧書(内部で検討及び意思決定の判断に至った文書の全てを開示下さい) (1)教育庁都立学校教育部○○(○年○月○日現在) (2)同上 ○○課長</p> <p>別紙1 15 「6」の発言内容を具体的かつ客観的な理由・根拠を明確に提示下さい。 17 「8」 「東京都がどういう判断…東京都が決める。」 ○○の全柱調査の指摘の中、上記発言における、東京都が決めた調査内容は何か?具体的かつ客観的な数値・データの一切。</p> <p>(2)かかる重大な決定をした東京都教育委員会所属 イ ○○ ロ 所属長 ハ 部長 ニ 局長 ホ 教育委員長 の当該内容にかかわる (イ)文書・資料・図表・図面等(議会提出資料・議事録・メモ・映像・音声記録等) (ロ)各種報告書及び回覧文書(内部で検討を記録した文書) (ハ)決裁文書の一切。</p> <p>19 「1」・「2」・「3」・「4」・「5」・「6」・「7」・「8」・「9」・「10」の各回答における、各種報告書及び回覧文書(内部で検討を記録した文書) (2)全ての決裁文書 (3)「1」「2」「3」に関する費用 3-(1)「耐震補強工事調査結果報告書」(平成○年度) 3-(2)「構造計算書」</p>	1207

<p>3- (3) 「耐震性能（保証）報告書（IS 値含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当初予算額（当該年度予備費等使用の場合にはその科目及び金額） ロ 実績値 ハ 当初予算実績値・差額 <p>(4) 「4」「改修工事計画には耐震性能（保証）は求められておらず一切必要ない…」と言う都教育庁〇〇の発言は、何の根拠条文・条例等に基づくものか？その具体的な理由・根拠を明確に示して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 各種報告書及び回覧文書（内部で検討及び意思決定の判断に至った文書） <p>20 「5」-躯体不良部について-</p> <p>「不具合の原因は？」の問いに対して、〇〇及び〇〇課長は「モルタルがはがれていただけ」「モルタルが劣化しているだけで鉄筋は問題ない。」との回答だが、</p> <p>(2) 「都の建築専門職」が専門的知見より「モルタルがはがれただけで、現状でも 30 年は使える」との発言に至ったと証明した以下の具体的かつ客観的で明確な文書・資料・図面等の一切</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 「調査結果報告書」 ロ 「構造計算書」 ハ 「耐震性能（保証）報告書」（IS 値含む） ニ 根拠条文及び各種条例等 ホ 国土交通省等各係各部に確認した内容文書・資料・図面・図面等 ヘ 各種報告書及び回覧文書（内部で検討及び意思決定の判断に至った文書） ト 決裁文書 ハ 〇教総第〇号（平成〇年〇月〇日） <p>都教育庁、〇〇及び〇〇課長が「都立〇〇高校校舎改修工事」に関して都職員以外の保護者から説明を求められた＝“働きかけ”を求められてから本日まで、全ての都立〇〇工事関連に従事した日全ての「対応記録表」</p> <p>(イ) 上記「対応記録表」がない場合、その主管の系列に係わる者の「東京都コンプライアンス基本方針」の観点から照らし合わせて具体的・客観的な理由を説明した文書・資料・図表等（各種報告書及び回覧文書等（内部で検討及び意思決定の判断に至った文書）</p> <p>(ロ) (イ) 主管の系列に係わる者</p> <ul style="list-style-type: none"> a 所属長 b 部長 c 局長又は教育委員長 <p>21 「6」〇〇課長は「〇〇は（工事状況報告書の中で簡単に（ジャンカ）と使っているが、東京都では 30 年以上経過した建物（ジャンカ）のことは（経年劣化）と定義している」と述べているが、その具体的かつ客観的な理由・根拠（根拠条文及び条例等）を明確に示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 各種報告書及び回覧文書 (3) 決裁文書 (4) 国土交通省等、関係各所との打ち合わせ確認した文書・資料等の一切 <p>22 「7」</p> <p>〇〇の「議事録」の中で保護者の「施工不良（ジャンカ）＝東京都（経年劣化）ではないか？」の問いに「だから断定できないから答えていないんでしょう」発言について</p> <p>上記発言によればH〇年〇月2回にわたる保護者の説明にまだ答えていないことになり別添「都立〇〇高等学校の大規模改修について」（平成〇年〇月〇日）</p> <p>「…保護者の皆様には工期延長に係わる説明は実施済みであると認識しております」と都教育庁及び都財務局が主張しても実施はしても自らも判断出来ず、説明出来</p>	<p>(続き)</p>
---	-------------

	<p>ないものは、保護者も理解できないのは当然である。かかる状況のもとで説明したと断定する具体的かつ客観的な理由・根拠を明確に提示して下さい。</p> <p>(1) 各種報告書及び回覧文書（内部で検討及び意思決定の判断に至った文書）</p> <p>(2) 決裁文書</p> <p>(3) 都教育庁 ○○、○○課長全ての「対応記録表」</p> <p>23 「8」</p> <p>施工不良（ジャンカ）＝東京都（経年劣化）が多量に出ているので○○は「工事状況報告」の中で「ジャンカ＝東京都（経年劣化）が各階で存在するため、基本的に柱部材は全個所で仕上げ材の撤去を行い調査を行なうのが望ましい」と報告し請求者の「指摘通りに通ての調査をしたのか？」の問いに、○○は「東京都がどういう判断をするかはそれは東京都が決める。」と回答、何等説明になっておらず極めて重大な事項を秘匿したままである。</p> <p>(1) イ 施工不良（ジャンカ）＝東京都（経年劣化）調査報告書（全柱）</p> <p> ロ 同上（全柱・全壁）</p> <p> ハ 同上（全柱・全壁・全基礎）</p> <p> ニ イ・ロ・ハ決裁書</p> <p> ホ イ・ロ・ハ各予算書</p> <p> ヘ イ・ロ・ハ各実績値</p> <p> ト イ・ロ・ハ各予算・実績差額</p> <p>(2) 上記イ・ロ・ハに基づく補強工事によって工事前・工事後の IS 値がどのように改善されたのかを具体的かつ客観的に示す数値・データ 以上の(1)・(2)の一切のもの</p> <p>(3) 上記資料等により東京都が判断・実施した工事の</p> <p> イ 工事計画書</p> <p> ロ 工事完了報告書</p> <p> ハ 構造計画書</p> <p> ホ 耐震性能（保証）報告書</p> <p> ヘ 決裁文書</p> <p>24 「9」施工不良（ジャンカ）＝東京都（経年劣化）の発見、○○の全柱の調査指摘より当方の「今回の状況から判断して調査レベルとして表層だけでなく、非破壊検査（超音波検査を含む）は当然やったんですよね？」の問いに都教育庁○○は「していない。耐震上の問題はないと実際に現地検査をしている専門職が見ているから検査はしていない」と回答。</p> <p>(1) このような判断に至った具体的かつ客観的な理由・根拠を提示下さい。</p> <p> イ 非破壊検査をしないことによってどの位の工事費用を低減できたか？</p> <p> ロ 上記実施検討・見積り書</p> <p> ハ 同実施を検討した際及び検討を取りやめた際の各種報告書及び回覧文書（内部で検討及び意思決定の判断に至った、文書）</p> <p> ニ ハの決裁文書</p> <p> ホ ハの予算書</p> <p> ヘ ハの決算書</p> <p> ト ハの予算・決算実績差額</p> <p>25 「10」</p> <p>「(1)・(2)・(3)・(4)の各々の IS 値提出して下さい」要望に○○「確認後提出します」回答</p> <p>(1) 上記(1)・(2)・(3)・(4)作成費用について</p>	(続き)
--	---	------

(続き)

- イ 各当初予算
- ロ 各実績値
- ハ 各予算・実績差額
- (2) 上記(1)・(2)・(3)・(4)の
 - イ 「調査完了報告書」
 - ロ 「構造計算書」
- (3) 各種関連報告書及び回覧文書（内部で検討及び意思決定の判断に至った文書）
- (4) 決裁文書
以上の一切。
以上

別紙2

○教学高第〇〇号（平成〇年〇月〇日）「非開示決定通知書」について

別紙「要求書」（〇年〇月〇日）参照

1 (1) 2-(3)-㊦

公文書「都立〇〇高等学校(〇)改修工事保護者説明会資料」

説明資料7ページには

安全性「-現状でも問題はありませんが-」と記載されています

「何故、現状でも問題がないにもかかわらず躯体の補修を実施したのか？」が非開示とされたが、次の一切

- (1) 前記の公文書「都立〇〇高等学校(〇)改修工事保護者説明会資料」の決裁文書
- (2) 同上各種報告書及び回覧文書（内部で検討を記録した文書）

2 (2) 2-(3)-㊧

「…今回の工事では、躯体部分の劣化補強工事は想定されていなかった…」とあるが、改修工事開始前の計画段階で劣化補強工場の想定しない合理的判断に至った理由、根拠を具体的に説明・記述して下さい。請求に都回答として、非開示とされているが理由として、「請求に係る文章は、作成しておらず存在していないため」との事であるが、

(1) 改修工事前に実施した

イ 「耐震性能（保証）報告書」

ロ 「構造計算書」

ハ 以上、平成〇年度耐震補強工事実施時

ニ 当該改修工事実施前

ごとの予算額・実績額・差額を提示下さい。

ホ イ・ロ・ハ・ニの決裁文書。

(2) へ イ・ロ・ハ・ニ・ホの決裁文書。

(3) 以上(1)・(2)の一切を提出して下さい。

以上

2 上記に該当しない場合、個人で発言した内容につき何故このような発言に至ったのか「対応記録表」他にに基づき具体的かつ客観的な理由・根拠を提示下さい。

「1」・「2」・「3」・「4」・「5」・「6」・「7」・「8」・「9」・「10」

	3 1、2の「公文書」がない場合、校舎改修工事遅延で機会損失の経済損失を受けた卒業生・現3年生・現2年生及び迷惑をかけた地域住民の方々のために、丁寧でわかりやすい説明を求めます。 そのため具体的かつ客観的な表現で文章・資料・図表等で説明して下さい。 以上	(続き)
19	1 「誤解を与えたことに対する謝罪」と表明しているが、何が誤解と断定しているのか、具体的かつ客観的な根拠・理由 2 「いままでの経緯等説明し理解を得ようとして昨年〇月〇日に同保護者に会った。」と表明しているが、経緯等の説明を得て、東京都情報公開請求を申請しているが、「非開示」となり回答されている。経緯等を説明したと称する、具体的かつ客観的な理由・根拠。 4 「同席者全員「再度の説明会開催」を承諾をしたことはない。」と表明しているが、その具体的かつ客観的な理由・根拠。 9 「第〇回目の議事録…いない場合もある。」と表明しているが、具体的かつ客観的な理由根拠。 10 「同保護者は、第〇回目以降の議事録が、何者かによって引き抜かされていると主張している。」と反論的に表示しているが、その具体的かつ客観的な理由・根拠	1 2 1 6
20	〇〇高校校舎改修工事遅延原因の究明につき次の事項につき具体的かつ客観的な理由及び根拠を提示下さい。 1 平成13年度教育庁にて実施された耐震診断の結果につき、〇〇棟の診断結果一覧表を提示下さい。 2 平成17年度校舎(〇〇棟)の工事実施により同右診断結果一覧の数値・データが耐震性能上どのように改善されたのか具体的かつ客観的な数値・データ(IS値、保有水平耐力指標値、QV/QVn等)による理由・根拠で提示下さい。	1 2 2 8
21	〇〇高校校舎改修工事遅延原因の究明につき次の事項につき具体的かつ客観的な理由及び根拠を提示下さい。 3 平成13年度耐震診断によ耐震性能を有していることが判明してから平成27年耐震補強工事が実施されるまで、東京都が〇〇高校の生徒・教職員・災害被害の避難場所の地域住民の為に安全上実施していた施策、その対策予算・実績額を具体的に提示下さい。	
22	別紙「〇〇高校校舎改修工事遅延原因究明PTA特別委員会の設置要望」 平成〇年度〇〇高校PTA定期総会動議(平成〇年〇月〇日) 2 「耐震診断調査結果に基づき…」とあるが、具体的な内容について全ての文書・資料・図面・図表・音声記録・映像等一式。 4 「平成13年に実施した耐震診断調査結果が平成17年に実施した耐震補強工事により校舎の耐震性は確保されている。」と表明しているが、それを担保していると称する具体的かつ客観的なデータ・数値・及びそれを保証する根拠条文・条例等に基づいた理由根拠 6 「今回見つかった柱のモルタル部分の劣化は、耐震上は問題は無いが、一」、と表明している事に異論は無いが、ジャンカ(柱脚・柱面・主筋の露出・フープ筋の露出錆びの発生等)の発生で耐震性は確保しているという主張の具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データを含む)及び建築基準法等の根拠条文・条例等 7 「〇〇高校の〇〇棟の耐震性に問題はない」と表明しているが、「構造計算書」「住宅性能保証書(IS値DS値含む)」「(柱・壁・基礎)において具体的かつ客観的な数値・データにより耐震性能上“生徒・教職員地域住民の方々”の“安全と安心”を担保するもの全て。 以上1～7を証明する全ての証拠を提示下さい。	1 2 2 9
23	都立〇〇高等学校(27)校舎改修工事 管理技術者及び主任技術者の工事途中変更がある場合、変更した全て	1 2 3 0
24	「都立〇〇高等学校の大規模改修工事について」平成〇年〇月〇日 2 平成〇年耐震補強工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値の全て(Is値・Ds値等を含んだもの)又、耐震補強工事完了時に「構造計算書」「耐震性能保証書」がない場合に耐震性を確保したと称する証拠。 6 柱のモルタル部分以外の全ての補強工事の内容。 8 東京都が主張する「柱のモルタル部分の劣化と〇〇、〇〇JVが調査し報告した「状況報告書」で指摘している「ジャンカ」は別物であるが、東京都は何故「柱本体のジャンカ」について耐震上は問題ないと主張するのか?その具体的かつ客観的な理由・根拠を数値データで示せ。	1 2 4 8
25	10 欠席した保護者に「議事録」の存在を通知した文書等の全て。	

26	<p>〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠</p> <p>3 万一、耐震性能が確保されていないと判断される場合、理由・根拠となる全ての証拠。(文書・図面等一式)</p>	1 2 4 9
27	<p>昨年〇月以来、〇〇高校校舎改修工事関連の情報公開請求に基づく開示請求につき、本来「開示決定通知」にも係わらず「非開示決定通知」としている事案の全ての請求</p> <p>2 東京都教育委員会</p>	1 2 5 1
28	<p>〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。</p> <p>平成〇年〇月〇日(〇〇〇高第〇〇号)非開示決定通知書</p> <p>東京都は〇〇高校校舎改修工事計画後工事開始後約8ヶ月経過して、施工不良(ジャンカ等)(注)(東京都は経年劣化主張)が発見された際、東京都の建築専門家(全員分の)が調査したと主張するが、</p> <p>1 当該事案につき全ての都の建築専門家なる者の作成した全ての証拠文書等</p>	1 2 5 2
29	<p>〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠</p> <p>1 平成17年耐震補強工事完了時の</p> <p>(1)「建物構造体を構成する部材(柱全体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)</p> <p>(2)基礎</p> <p>(3)壁</p> <p>の「コンクリート中性化」検査(調査)結果</p> <p>2 「同施工不良(ジャンカ等)(ただし耐震上問題のない柱のモルタルの劣化は除く)発見時の</p> <p>(1)柱</p> <p>(2)基礎</p> <p>(3)壁</p> <p>のコンクリート中性化」検査(調査)結果</p> <p>3 「同右施工不良(ジャンカ等補修工事完了時)(ただし問題のない柱のモルタルの劣化は除く。)</p> <p>(1)柱</p> <p>(2)基礎</p> <p>(3)壁</p> <p>の「コンクリート中性化」検査(調査)結果</p> <p>以上1～3全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠</p>	1 2 6 4
30	<p>〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示して下さい。</p> <p>現在、〇〇高校校舎改修工事着手後8ヶ月経過後に〇〇棟で発見された不具合箇所による、約1年引き渡しが遅延した原因について東京都は「詳細につき不明であるが経年劣化も一因であり耐震上問題のない柱のモルタル部分の劣化である。」と生徒・保護者に説明し“公文書”として公開している。又、一方、施工業者兼調査を実施した〇〇建設企業共同体は工事状況報告書を作成し東京都でも決裁文書とされている。しかし、前述の通り当該決裁文書については、〇〇高等全生徒・全保護者には何等一切説明されていません。</p> <p>1 東京都が主張する当該内容と〇〇建設企業共同体が報告書内で記載する内容と齟齬が生じているが何故かその理由・根拠</p> <p>3 「当初想定していなかった。」当該不具合箇所の発見時再直近の</p> <p>(2)補修工事完了後の当該不具合箇所「(建物構造上の構造体を構成する部材(柱本体)(ただし東京都が主張する耐震上問題のない柱のモルタルの劣化は除く))</p> <p>(3)(2)に加え</p> <p>イ 壁</p> <p>ロ 基礎</p>	1 2 6 5

	以上の「コンクリートの中和化」検査も含めたすべての証拠文書等	(続き)
31	教育庁〇〇が「土壌汚染ではない。」と主張する具体的かつ客観的な理由・根拠(根拠条文・条件・庁内報告書・“働きかけ”に基づく報告書・決裁文書(当該主張の判断を形成した文書等を含む。))を全て請求します。以上	1296
32	1(2)周辺環境保全対策として実施した基準不適合土壌の掘削作業中の周辺環境モニタリング結果	1297
33	1 開示請求書別紙1 次の各校の耐震補強工事完了時の(〇〇棟のみ)耐震性能を保証するデータ・数値の全て(Is値・Ds値等を含んだもの)又、耐震補強工事完了時に①「構造計算書」②「耐震性能保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)がない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠 2 開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の(〇〇棟のみ)工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合にはその原因・理由	1298
34	1 各校の改修工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値の全て(Is値・Ds値等を含んだもの)又、改修工事完了時の直近の①「構造計算書」②「耐震性能保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)万一、これがない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠 2 各校校舎改修工事実施後の(〇〇棟のみ)、①工事契約全額 ②工事实績額 ③差額金額又、差額金額がある場合にはその原因・理由	1299
35	1 各校の改修工事完了時の耐震性能を保証するデータ・数値の全て(Is値・Ds値等を含んだもの)又、改修工事完了時の直近の①「構造計算書」②「耐震性能保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)万一、これがない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠 2 各校校舎改修工事実施後の(〇〇棟のみ)、①工事契約全額 ②工事实績額 ③差額金額又、差額金額がある場合にはその原因・理由	1300
36	開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の①建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)②基礎③壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)	1301
37	平成元年以降実施された全ての都立高校 1 校舎の耐震補強工事完了時の (1)建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。) (2)基礎 (3)壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果 の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠 2 1の全証拠が作成・保有されていない場合、校舎の耐震補強工事を実施した正当性を証明する(ア)目的(イ)内容(ウ)起案文(エ)各種報告書について全ての証拠 3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる、文書・資料・図面等(各種報告書・起案文書等)	1302
38	〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠 1 平成〇年度大規模改修工事の計画策定時(〇〇棟)、2階部の建物の構造体を構成し、耐震上に影響を与える部材(柱本体)(耐震上に全く問題のない柱のモルタルの劣化は除く。)の調査内容の全ての文書・資料・図面・写真等(各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・決裁文書等)の全ての証拠	1303
39	〇〇高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 既開示決定通知書(〇〇〇第〇号)により「コンクリート供試体圧縮強度試験報告書」が開示されています。 1 平成〇年〇月〇〇建設共同企業体が〇〇棟でジャンカを発見以来「2階部の建物の構造体を構成し、耐震上に影響を与える部材(柱本体)(耐震上に全く問題のない柱のモルタルの劣化は除く。)調査を実施(全ての外部機関を含む。)した全ての各種報告書・協議書・議事録・起案文(起用されたもの全て)・写真の全ての証拠	1304

	2 同右、東京都が調査（都の建築構造専門職調査を含む。）した全ての文書・資料・図面・写真等（各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・決裁文書等）の全ての証拠	（続き）
40	<p>別紙「特例延長」に係わる各公文書における「情報公開事務の手引」第12条「開示決定等の期限」3「開示請求に係わる公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし残りの公文書については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。」と規定され手引き5（3）「相当の部分」（開示決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし…）とある。</p> <p>1 「各特例延長」文書の該当事項を証明し“証拠”を開示下さい。</p> <p>3 「残りの公文書」の決裁文書</p> <p>以上全てを証明する“証拠”となる文書等を開示下さい。</p>	1305